

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本業務は、来年度開催する「清流の国ぎふ」文化祭 2024（以下、「文化祭」という）に向け、本県の地域資源を活用した文化の魅力向上や文化祭後の本県の地域づくり等について、専門的かつ実践的な視点から助言を得るとともに、文化祭の機運醸成を目的とした記念講演を行うものである。したがって異業種企業、行政、金融等の幅広い分野の出席者に対して、本県の地域資源及び文化祭について、深い見識を持つ講師を選定する必要がある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>涌井史郎氏は、造園学や生態環境工学を専門分野とし、県の主催イベントでの講演や事業へ助言など県の施策にも深く関わっている。また東京都市大学特別教授、東京農業大学・中部大学中部高等学術研究所客員教授、なごや環境大学学長、岐阜県立森林文化アカデミー学長を勤めるなど、専門的な知識を有しており、本県の地域資源を活用した文化の魅力向上や地域づくりの方向性について精通している。</p> <p>株式会社涌井景観研究所は、令和 4 年度に開催された「清流の国ぎふ花と緑の振興センター」開所記念講演委託業務を行うなど、涌井史郎氏の日程調整、講演出演に向けた必要な調整を行っており、同社でなければ講師の出演調整等を行うのは困難である。</p> <p>については、講師の日程調整、講演出演に必要な調整を行うには、株式会社涌井景観研究所に委託するほかない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。